令和8年度鶴岡市地域防災計画修正（案）の概要

令和８年９月30日
市民部防災安全課

資料１

Ⅰ．鶴岡市地域防災計画の位置づけ

鶴岡市地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づき、市民の生命、財産を災害から守ることを目的とし、災害に係わる事務又は業務に関し、関係機関の協力を得て、総合的かつ計画的な対策を定めた計画であり、市長を会長とする防災会議で決定する。

なお、本市の計画は、「震災・津波対策編」「風水害・雪害対策編」「個別災害対策編」により構成されている。

Ⅱ．本計画の修正すべき主な判断基準

１　災害対策基本法等の改正がなされたとき

２　中央防災会議において防災基本計画が修正され、併せて山形県地域防災計画が修正されたとき

３　本市での災害対応に大幅な変更が生じたとき

Ⅲ．今年度の主な修正内容

１　国、県の計画の見直し等を踏まえた修正

（１）令和６年能登半島地震を踏まえた修正

①被災者支援の充実

○トイレカー等、より快適なトイレの設置への配慮

○協定・届出避難所に係る情報の事前把握

○パーティション、段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置

②自治体支援の明確化

○応援職員が現地で自活できる資機材や装備品の充実

○応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設やスペースのリスト化

③防災DXの加速

○新物資システムの利活用促進、研修・訓練の実施

○防災IoTシステム(※1)による被災状況の迅速な共有

○避難所開設時における全国共通避難所・避難場所IDの報告

（２）関連する法令の改正を踏まえた修正

①被災者支援の充実

○在宅・車中泊避難者への福祉サービスの提供

（３）最近の施策の進展等を踏まえた修正

①避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

○自治体、保健・福祉関係者等の間で連携した状況把握の実施

○在宅避難者、車中泊避難者に対する支援に係る拠点の設置や、被災者支援に係る情報の提供

２　令和６年７月豪雨の教訓に基づく県計画の見直しを踏まえた修正

（１）自助の推進、地域における防災人材の育成

①「地域における防災学習アクションガイド」を踏まえた防災学習の推進

３　その他、防災に係る諸施策の充実を目的とした県計画の見直しを踏まえた修正

（１）県民防災デー（防災点検の日）による防災意識の向上

①県民防災デー（防災点検の日）の設定による、防災意識の向上に資する啓発活動の強化

（２）物資の備蓄、調達計画の強化

①基本的な備蓄に関する考え方を明記

（３）男女共同参画の視点からの災害対応の取組強化

①災害対策本部や防災会議への女性参画の推進